

平成23年11月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 村上裕和

平成23年(ハ)第2379号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年10月26日

判 決

広島市中区 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

長崎市岩川町17-3-201

被 告

同代表者代表社員

主

決

[REDACTED]

板 根 富 規

デジマトラスト合同会社

中 尾 弘

文

- 1 被告は、原告に対し、金4万4870円及びこれに対する平成23年5月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを100分し、その87を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨及び原因

別紙のとおり

第2 請求の原因に対する被告の答弁

被告の答弁は明確ではないが、概ね以下のとおりである。

- 1 請求の原因4項について、「被告と原告との契約は、原告がクレジットプラザ（金融機関）から10万円を借り入れるにつき、被告から、クレジットプラザに担保として差し入れる債権を買う契約であり、信用補完が必要とされる原告が、クレジットプラザにこの債権を担保として差し入れることにより、クレジットプラザの行う貸付審査によりよく貢献するし、万一、原告が支払不能に

なったときは、この担保に付された債権を清算して、不良債権のリスクヘッジを図るというもので、担保付与先のクレジットプラザから担保清算請求が起こらない限り、契約期間終了後に、この債権の再売買契約手続として、被告が原告から収受した申込金を、被告が原告に支払って契約が終了する。」というもので、実体のある業務である。

2 原告は、平成23年5月30日16時前に、クレジットプラザに対し、電話で金銭の借入れを申込み、同日16時2分にクレジットプラザから連絡を受けた被告は、同日16時7分に原告に電話を架け、商品説明と手続代金の支払を案内し、翌31日に原告に対し契約申込書を発送した（被告に契約申込書が届くのは6月1日以降となる。）ところ、原告から31日に手続代金として1万0450円が送金されてきたもので、原告が契約申込書を読んで困惑して支払ったと考えるのは困難である。

第3 裁判所の判断

1 争いのない事実及び証拠並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成23年5月30日、クレジットプラザに対し、電話により10万円の借入れ申込みをした。翌31日、被告から甲第2号証の1ないし3が送付されてきたので、原告は同日手続代金として1万0450円を被告に送金した。

(2) 甲第2号証の2、3によれば、被告は、金銭消費貸借上の債務の保証を業として行う者であることが認められる。また、同号証には、「再売買の予約完結権付き集合債権売買契約についてのご案内、再売買の予約完結権付き集合債権売買契約申込書」の表題の下、その内容について、甲（被告）と乙（原告）は、甲が保有する債権に関して次のとおり売買契約を締結するとし、本契約で売買する債権は、甲が契約日現在に保有する債権の中で、本契約で定めた価額の集合債権（以下、「目的債権」という。）であり、乙が目的債権を甲から買い受け、乙と丙（クレジットプラザ）との契約に係る担保として

丙に付与することを目的とし、乙は甲に、目的債権価額から目的債権申込金を差し引いた残金を、本契約期間内に支払うことに同意する旨の条項がある。

- (3) 平成23年5月31日、クレジットプラザから原告に貸付金10万円が送金され、その後、クレジットプラザから、甲第6号証の1ないし10の基本契約書等が送付されてきたが、基本契約書（甲第6号証の4）には貸付利率が記載されていなかった。
- (4) 甲第4号証には、クレジットプラザの貸付利率は、18.25ないし27.92パーセントと記載されている。
- (5) 被告は、被告契約に基づく担保付与先をクレジットプラザとする担保付与書写し（乙第2号証）を提出するが、これによれば、債権取得日が平成23年5月6日となっている。

2 以上の事実を総合して判断すると、

- (1) 原告が、クレジットプラザに対し電話により10万円の借入れ申込みをした平成23年5月30日に、被告はクレジットプラザからその連絡を受け、翌日、原告に対し甲第2号証1ないし3を送付したというのであるから、あらかじめ、クレジットプラザと被告との間で、金銭を借りやすくするため、リスクヘッジを図るためという名目で、借受人にクレジットプラザに差し入れる担保を被告から買わせて、利息以外の金銭を得ようという合意ができていたものと推認される。
- (2) 原告が被告に送金した金銭は、甲第2号証の2、3から判断すると、いわゆる保証料に該当するものと思われる。保証料に関しては、利息制限法8条及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という。）5条の2による規制がある。
- (3)ア 甲第4号証には、クレジットプラザの貸付利率は、18.25ないし27.92パーセントと記載されており、クレジットプラザは、原告に対して、貸付利率を18パーセントと説明しているようであるが、クレジットプラザから送付された基本契約書（甲第6号証の4）には貸付利率が記載

されておらず、そうすると、上記保証料が、利息制限法8条及び出資法5条の2の規制に該当する可能性がある。

イ また、乙第2号証によれば、被告がクレジットプラザに担保として付与した債権の取得日が平成23年5月6日となっているところ、原告がクレジットプラザから10万円を借り入れたのは同月31日であり、そうすると、被告は原告に対して、いかなる債権を売買したのか、被告はクレジットプラザに対して、いかなる債権を担保として付与したのか明らかでない。

ウ 以上の点について釈明を求めるも、被告は明らかにしない。

(3) 以上から、被告は、金銭消費貸借上の債務の保証を業として行う者であり、保証料に関する法的知識を有するものと思われることから、被告の主張する担保のための債権売買なるものは、利息制限法及び出資法上の保証料に対する規制を潜脱するためのもので、架空のものであり、被告はクレジットプラザと通謀してこのようなことをしたものと認めることができるから、このような行為は、原告に対する不法行為となる。

(4) 原告は、被告の上記行為により以下の損害を被ったことが認められる。

ア(ア) 被告に振り込んだ金員 1万0450円 (甲第3号証)

イ) その手数料 420円 (甲第3号証)

イ 慰謝料 3万円

原告は、被告の主張するような債権の購入手数料を支払ったことに納得がいかず、いろいろ悩んだ末、原告代理人弁護士に相談せざるを得なくなったのであるから、被告の行為により精神的苦痛を受けたことが認められ、これを慰謝するには3万円を認めるのが相当である。

ウ 弁護士費用

本件事案の内容、審理経過、認容額等の事情に鑑みると、4000円を認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、被告に振り込んだ金員1万0450円、その手数料

420円、慰謝料3万円及び弁護士費用4000円の合計4万4870円並びにこれに対する不法行為日である平成23年5月31日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、この限度で認容し、その余の請求には理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島簡易裁判所

裁判官 田原夏樹

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金34万0870円及びこれに対する平成23年5月31日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

- 1 当事者
 - (1) 原告は、一般消費者である。
 - (2) 被告は総合リース業その他の事業を営む合同会社である。

- 2 被告による架空請求

被告は原告に対し、平成23年5月31日頃、突然、10,450円を支払え、との文書を送付してきた。被告が送付した文書によると、原告が訴外クレジットプラザから借入した10万円について、債権が売買されたものであるか

ら、手数料を支払え、という内容であった。

3 原告の支払

原告は、突然上記の請求を受け困惑したので、直ちに、もみじ銀行から10,450円を振込送金した。振込手数料は420円であった。

4 原告は上記支払をしたもののどうしても納得がいかなかったので、直ちに、原告代理人に相談した。

原告代理人が被告に電話で確認したところ、原告がクレジットプラザから借入した10万円は、被告の債権が売買されたものであるから、手数料が必要であるとすものであった。

5 そこで、クレジットプラザに電話し、直ちに、10万円を返済し、債権債務が存在しないことの確認をした。

6 原告は、NTTの電話帳広告を見て、訴外クレジットプラザから借入したものであり、しかも、利率は20%であった。従って、利息以外に被告に対する手数料が必要であるならば、契約書にその旨の記載が必要である。クレジットプラザの契約書には何の記載もなかった。

被告の手口は、利息制限法を潜脱するための違法な手段だと思われる。

7 被告の請求は明らかに架空請求であり、これにより、原告は10,450円の手数料を振込送金するとともに、手数料が420円かかった。

更に、原告代理人に相談せざるを得ない精神状態に陥れられたものであり、多大な精神的損害を被った。これを慰謝するには慰謝料30万円が相当である。これに弁護士費用10%として3万円を請求する。

8 結語

よって、原告は被告に対し、民法709条に基づき340,870円並びに不法行為の日である平成23年5月31日から支払済まで年5分の割合による金員の支払を求めるものである。

これは正本である。

平成23年11月14日

広島簡易裁判所

裁判所書記官 村上裕和

